

障がいを持つ人のための ガイドブック



障がい者のための国際シンボルマーク



聴覚障がい者のシンボルマーク



オストメイトマーク



「ハート・プラス」マーク

このガイドブックは、障がい者（児）とその家族の方々が利用することができる制度や事業等の福祉サービス及びこれに関連する機関等の紹介をしています。

福祉サービスの利用や福祉サービスの情報を得る手引き書として、ご活用いただければ幸いです。

なお、さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、それぞれの窓口にお問い合わせください。

本書においては、障害の「害」の字をひらがな表記としております。ただし、法令等で定められているもの、事業等の名称、団体や施設等の固有名詞はそのまま漢字表記しておりますのでご了承ください。

令和7年4月

にかほ市福祉事務所 福祉課

目 次

1. 障がい者の手帳

- (1) 身体障害者手帳 P 1
- (2) 療育手帳 P 1
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 P 2

2. 医療制度について

- (1) 福祉医療制度（マルフク） P 3
- (2) 自立支援医療 P 3
 - ①自立支援医療（更生医療） P 3
 - ②自立支援医療（育成医療） P 4
 - ③自立支援医療（精神通院） P 4

3. 障害者総合支援法 ―福祉サービス体系―

- 障害者総合支援法とは P 6
- 対象となる障がい者等 P 6
- 福祉サービスの体系 P 6
- (1) 障害福祉サービス P 7
 - ①訓練等給付 P 7
 - ②介護給付 P 7
 - ③障害児通所支援給付 P 8
- (2) 自立支援医療 P 4
- (3) 補装具費支給制度 P 11
- (4) 地域生活支援事業 P 12
 - ①障害者相談支援事業 P 34
 - ②日常生活用具給付等事業 P 12
 - ③コミュニケーション支援事業 P 14
 - ④移動支援事業 P 14
 - ⑤日中一時支援事業 P 15
 - ⑥自動車運転免許証取得費助成事業 P 15
 - ⑦自動車改造費助成事業 P 15
 - ⑧更生訓練費給付事業 P 15
 - ⑨地域活動支援センター事業 P 15

4. にかほ市独自の支援事業

- (1) にかほ市独自軽減事業 P 16
- (2) 人工内耳用電池等購入費の助成 P 16
- (3) 難聴児の補聴器購入費用等の助成 P 16
- (4) 障がい者（児）の交通費の助成 P 17
- (5) 軽・中等度難聴者の補聴器購入費用の助成 P 17
- (6) タクシー利用券の給付 P 18
- (7) 電子白杖購入費の助成 P 18
- (8) 在宅知的障がい者の健康診査 P 19
- (9) 雪下ろしにかかる費用の助成 P 19

5. その他の福祉制度

- (1) J R 運賃等の割引制度 P 20
- (2) 国内航空旅客運賃割引制度 P 20
- (3) バス運賃の割引制度 P 21
- (4) にかほ市コミュニティバス運賃の無料化 P 21
- (5) タクシー運賃の割引制度 P 21
- (6) 有料道路通行料金の割引制度 P 22
- (7) 障害者等用駐車区画利用制度 P 23
- (8) 携帯電話料金の割引制度 P 24
- (9) NHK放送受信料の減免制度 P 24
- (10) 住宅整備資金貸し付け P 24
- (11) ヘルプマーク・ヘルプカード P 25

6. 手当・年金・給付金・貸付金

- (1) 特別児童扶養手当 P 26
- (2) 特別障害者手当 P 26
- (3) 障害児福祉手当 P 27
- (4) 国民年金（障害基礎年金） P 27
- (5) 厚生年金保険（障害厚生年金） P 28
- (6) 心身障害者扶養共済制度 P 28
- (7) 交通遺児等育成資金の貸付 P 29
- (8) 重度後遺障がい者の介護料支給制度 P 29

7. 税の減免

- (1) 自動車税、自動車取得税の減免 P 30
- (2) 所得税・住民税に対する所得控除 P 31

8. 選挙

- (1) 郵便等による不在者投票 P 32
- (2) 点字投票・代理投票 P 32

9. スポーツ

- (1) 秋田県障害者スポーツ大会 P 33

10. 福祉に関する相談について

- (1) にかほ市の相談窓口 P 34
- (2) にかほ市障がい者基幹相談支援センター P 35
- (3) 障害者相談支援事業 P 35
- (4) 県内の相談機関 P 36

11. にかほ市の福祉団体・障害福祉事業所

- (1) にかほ市の福祉団体 P 37
 - ①にかほ市身体障害者協会 P 37
 - ②にかほ市手をつなぐ育成会 P 37
 - ③陽だまりの会 P 37
 - ④ほたるの会 P 37
- (2) にかほ市の障害福祉事業所 P 38
 - ①障害福祉サービス事業所 P 38
 - ②障害児通所支援事業所 P 38
 - ③障がい者基幹相談支援センター P 39
 - ④相談支援事業所 P 39

1. 障がい者の手帳

障害者手帳には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、心身に障がいのある人を対象とした各種福祉制度を利用するために必要となります。

(1) 身体障害者手帳 (障がいの程度で1級～6級まであり、状況により再判定あり)

対 象 者	指定医の診断により、下記のいずれかに永続する障がいがあると認められる方 【視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢）、体幹（脳原性運動機能）、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、免疫機能】
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎） ※申請には、指定医の記載した手帳用の診断書が必要となりますので、事前に、障害者手帳の該当になるか医師と相談してください。 医師が障害者手帳の該当になると判断した場合は、上記の申請窓口で申請手順等の説明を受けてください。

○各手続きの必要書類等（※表中の写真及び個人番号については、P2の[A]、[B]をご参照ください。）

項 目	手続きに必要なもの			
	写 真 ※	診 断 書	身体障害者手帳	個人番号※
新規申請	○	○		○
再認定又は障がい程度の変更・追加	○	○	○	○
住所・氏名の変更			○	○
手帳の紛失	○			○
手帳の破損	○		○	○
対象者の死亡又は障がいの消失			○	○

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(2) 療育手帳 (障がいの程度でAとBがあり、一定期間ごとに再判定あり)

対 象 者	知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方で、児童相談所又は福祉相談センターで知的に障がいがあると判定された方 ※判定は面接が必要な場合があります。
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎） ※新規申請の方は、最初に福祉事務所まで電話等でご相談ください。

○各手続きの必要書類等（※表中の写真については、P2の[A]をご参照ください。）

項 目	手続きに必要なもの		
	写真※	療育手帳	そ の 他
新規申請	○		18歳以上の新規申請の場合に限り、 18歳までの知的状況が分かる資料が必要になります。 ・母子手帳の写し ・学校の成績表、通知表 等
再認定又は障がい程度の変更	○	○	
住所・氏名の変更		○	
手帳の紛失	○		
手帳の破損	○	○	
対象者の死亡又は障がいの消失		○	

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(3) 精神障害者保健福祉手帳 (障がいの程度が1～3級まであり、2年ごとに再判定あり)

対 象 者	精神に障がいのある人で、長期にわたり日常生活又は社会生活へ制約がある方に交付されます。初診の日から6か月以上経過すると申請できます。
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎） ※申請には、指定医の記載した手帳用の診断書が必要となりますので、事前に、障害者手帳の該当になるか医師と相談してください。 医師が障害者手帳の該当になると判断した場合は、上記の申請窓口で申請手順や必要書類等の説明を受けてください。 ※精神の障がいにより【障害基礎年金】【障害厚生年金】のいずれかを受給している方は診断書に換えて個人番号（マイナンバー）での申請が可能です。 この場合、医師へ相談の必要はありませんので、上記の申請窓口で申請手順や必要書類等の説明を受けてください。

○各手続きの必要書類等（※表中の写真及び個人番号については、下記の[A]、[B]をご参照ください。）

項 目	手続きに必要なもの			
	写 真 ※	診断書又は 年金証書	精神障害者 保健福祉手帳	個人番号※
新規申請	○	○		○
再認定又は障がい程度の変更	○	○	○	○
住所・氏名の変更			○	○
手帳の紛失	○			○
手帳の破損	○		○	○
対象者の死亡又は障がいの消失			○	○

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

[A] 手帳用の写真について

上記の3種類の手帳申請に必要な写真の詳細については以下のとおりです。

項 目	詳 細
サイズについて	縦4cm×横3cmで胸から上を撮影し、本人のみが写っているもの ※既存の写真を使用したい場合は、切らずにそのままお持ちください。
使用できる写真	- 概ね1年以内に撮影し、現在と大きく変わらないもの - カメラ（デジタルカメラ含む）により撮影し、カメラ店や写真店で印刷したもの - スーパーマーケット等にある証明写真（スピード写真）で撮影したもの
使用できない写真	- 帽子、サングラス、フラッシュ等の反射により目の見えないもの - 目を閉じているもの（ただし、目を閉じているもののうち、病状等により目を開ける事ができない等の場合は特例として使用可） - インクジェットプリンター、カラーコピー等で印刷した物 - 画像の鮮明でないもの

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

[B] 個人番号（マイナンバー）について（平成28年1月1日から適用）

提示が必要なもの	個人番号カードもしくは個人番号通知カード+本人確認書類（下記）
本人確認書類 （①、②のどちらか）	①運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、各種障害者手帳など写真の表示があるもの1点 ②健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書などの官公署が発行した氏名生年月日又は住所の記載があるもの2点

2. 医療制度について

(1) 福祉医療制度（マルフク）

福祉医療制度は、健康の保持と生活の安定を図るために、保険適応後の医療費の自己負担分を助成する制度です。入院時の食事にかかる費用負担分については半額助成になります。

対 象 者	・身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aの方 ※本人が社会保険の被保険者の場合は所得制限があります。 ・65歳以上で身体障害者手帳4～6級の方 ※本人が社会保険の被保険者の場合は対象外。所得制限があります。 ・精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療（精神通院）の支給認定を受けている方（精神病床への入院費用は対象外） ※本人が社会保険の被保険者本人の場合は所得制限があります。
申請窓口	市民課国保年金班（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）

○お問い合わせ 市民課 国保年金班 32-3032

(2) 自立支援医療

自立支援医療は、指定医療機関（病院・薬局・訪問看護事業者）で受ける医療の内容毎に【育成医療】【更生医療】【精神通院医療】に分けられ、通常3割負担の医療費自己負担分が1割負担になるほか、所得に応じた負担上限月額が設定され、負担が重くなりすぎないようにしています。

医療機関から自立支援医療（育成医療）の案内がありましたら、申請窓口で必要な書類や申請手順の説明を受けてください。また「自立支援医療の対象となるか」等の相談は、病院の医師、ケースワーカーまでご相談ください。

-①自立支援医療（更生医療）

対 象 者	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、確実な治療効果が期待できる人
目 的	障がいの除去や軽減、進行を防ぐ医療に対し、医療費の自己負担分を助成する。 ※原則として事前申請が必要になります。
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）
対象となる医療例（一部）	【視覚障がい】角膜混濁→角膜移植術、瞳孔閉鎖→虹彩切除術 【聴覚障がい】外耳性難聴→形成術 【肢体不自由】関節形成術・人工関節置換術 【心臓障がい】ペースメーカー埋め込み術、弁口・心室心房中隔に対する手術 【腎臓障がい】腎機能全廃による生体腎移植、人工透析 など

②自立支援医療（育成医療）

対 象 者	18歳未満で、身体障害者手帳の対象となる障がいを持つか、現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められ、手術等により確実な治療効果が期待できる人
目 的	障がいの除去や軽減、進行を防ぐ医療に対し、医療費の自己負担分を助成する。 ※原則として事前申請が必要になります。
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）
対象となる医療例（一部）	【肢体不自由】先天性股関節脱臼、先天性内反足、脳性まひ、筋性斜頸など 【視覚障がい】斜視、先天性眼瞼下垂症、白内障など 【聴覚、平衡機能障がい】外耳道閉鎖症、耳介奇形、小耳症など 【音声、言語、そしゃく機能障がい】口蓋裂、口唇裂、唇顎口蓋裂など 【心臓障がい（手術の場合）】心室中隔欠損症、ファロー四徴症など 【腎臓障がい】腎移植、人工透析など

③自立支援医療（精神通院）

対 象 者	精神に疾患があり、通院による精神医療を継続的に必要とする人
目 的	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に定める疾患（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患）のため、必要となる定期的で継続的な通院医療に対し、医療費の自己負担分を助成する。 ※原則として事前申請が必要になります。
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）

◆自立支援医療制度の利用者負担

原則、医療費の1割負担です。ただし、世帯（住所を問わず、同じ健康保険に加入する家族）の所得などによって、月額負担上限額が設定されます。

◆自立支援医療の負担上限月額

所得区分		更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続	世帯の収入状況	
生活保護		0円	0円	0円	生活保護世帯	
低所得1		2,500円	2,500円	2,500円	市民税非課税世帯 (本人収入≤800,000円)	
低所得2		5,000円	5,000円	5,000円	市民税非課税世帯 (本人収入>800,000円)	
中間所得	中間所得1	医療保険の自己負担限度額 ※精神通院のほとんどは重度かつ継続	5,000円 《※経過措置》	5,000円	市民税（所得割） 235,000円未満	市民税（所得割） 33,000円未満
	中間所得2		10,000円 《※経過措置》	10,000円		市民税（所得割） 235,000円未満
一定所得以上		対象外	対象外	20,000円 《※経過措置》	市民税 235,000円以上	

※《経過措置》については、**令和9年3月31日まで**となっております。

※市民税課税世帯であっても、**高額な医療費負担が継続する場合（重度かつ継続）**は、世帯の収入状況によって、別に負担上限月額が定められています。

◆「重度かつ継続」の対象範囲

精神通院

- ・統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい
- ・精神医療に一定の経験を有する医師によって判断されたもの

育成医療及び更生医療

- ・腎臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法のみ）、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法のみ）

疾病等に関わらず高額な費用負担が継続することから対象となる者

- ・精神通院、更生医療、育成医療共通して、医療保険の高額療養費で多数該当の方

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）



3. 障害者総合支援法 ― 福祉サービス体系 ―

■ 障害者総合支援法とは

障害者総合支援法は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や難病患者等が共通の福祉サービスを利用することにより、安心して暮らすことができるような地域社会をつくることを目的としています。障害者総合支援法によるサービスの詳細については各ページをご参照ください。

■ 対象となる障がい者等

障がい者

- ・身体障害者福祉法でいう身体障がい者（身体障害者手帳の所持者）
- ・知的障害者福祉法でいう知的障がい者のうち18歳以上（療育手帳の所持者）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律でいう精神障がい者のうち18歳以上
（発達障害者支援法に規定する発達障がい者を含む）

障がい児

- ・児童福祉法に規定する障がい児
- ・精神障がい者のうち18歳未満の人

難病患者等

- ・障害者総合支援法に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者
（国が定める376疾病が対象）

■ 福祉サービスの体系

福祉サービスは、障害福祉サービス・自立支援医療・補装具費支給制度からなる「自立支援給付」と市が創意工夫して実施する「地域生活支援事業」に大別されますが、個々の障がいの程度に加え、社会活動や介護者、居住等の状況を勘案し、個別に支給が決定されます。

ただし、介護保険の給付を受けることが出来る人は、介護保険を優先して受けることとなり、障害者総合支援法による福祉サービスは、介護保険に無いサービス又は介護保険の給付では不足すると判断されるサービスに限られます。

福祉サービス	自立支援給付	障害福祉サービス	訓練等給付	・・・ P 7
			介護給付	・・・ P 7
			障害児通所支援給付	・・・ P 8
		自立支援医療	更生医療	・・・ P 3
			育成医療	・・・ P 4
			精神通院	・・・ P 4
		補装具費支給制度		・・・ P11
	地域生活支援事業	障害者相談支援事業		・・・ P34
		日常生活用具給付等事業		・・・ P12
		コミュニケーション支援事業		・・・ P14
		移動支援事業		・・・ P14
		日中一時支援事業		・・・ P15
		自動車運転免許証取得費助成事業		・・・ P15
		自動車改造費助成事業		・・・ P15
		更生訓練費給付事業		・・・ P15
		地域活動支援センター事業		・・・ P15

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスには、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、介護の支援を受ける場合の「介護給付」があり、支給を受けるためには、障害支援区分等の支給要件があります。

各サービスの利用やサービス提供事業者・施設等に関する質問等については、市内事業所（P 38 参照）又は市福祉事務所福祉課までお問い合わせください。

①訓練等給付

項 目	サービス内容・対象者等
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 【※A型：雇atype（65歳未満）、B型：非雇atype】
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した人に、職場定着のために必要な支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行を希望する人に、一定の期間、定期的な居宅訪問等により必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

②介護給付

項 目	サービス内容・対象者等
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護 ヘルパーが自宅を訪問し、食事の介助や着替え・入浴・排泄などの日常生活を行うのに必要な支援を行います。
	家事援助 ヘルパーが自宅を訪問し、日常的な掃除・洗濯・調理や生活用品の買い物などの支援を行います。
	通院等介助 ヘルパーが病院や官公署等に同行し、通院のための介助や公的手続き等の支援を行います。
	通院等乗降介助 通院等のためにヘルパーが自ら運転する車両への乗降や移動の介助、手続き等の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者（児）を対象に、危険を回避するための援護や外出時の移動を支援します。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設などで、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度障害者包括支援	常時介護を必要とする重度障がい者・障がい児に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
施設入所支援	施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

③障害児通所支援給付

項 目	サービス内容・対象者等
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能の障がいがある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学している児童に対し、放課後又は休校日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

◆障害福祉サービスの利用者負担

障害福祉サービスを利用すると、原則としてサービス費（食費・光熱水費等を除く）の1割が利用者負担となります。ただし、所得に応じた負担上限月額が設定されているほか、所得が低い方の負担を減らすためにサービス内容に応じた軽減措置が設定されており、負担が重くなりすぎないようにしています。

○所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
・ 居宅で生活する18歳以上の障がい者 ・ 20歳以上の施設入所者	本人及び配偶者
・ 居宅で生活する18歳未満の障がい児 ・ 20歳未満の施設入所者	本人及び保護者の属する住民基本台帳での世帯全員

○障がい者の負担上限月額

区 分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯（所得割160,000円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者を除く		9,300円
一般2	市民税課税世帯で 一般1に該当しない場合	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	（軽減前）37,200円
		※ただし、市の独自軽減措置（P16参照）が適応されます。	（軽減後）9,300円
		入所施設利用の場合	37,200円

※入所施設者（20歳以上）及びグループホーム利用者は、市民税課税世帯の場合、「一般2」になります。

○障がい児の負担上限月額

区 分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯（所得割28万円未満）		4,600円
一般2	市民税課税世帯で 一般1に該当しない場合		（軽減前）37,200円
	※ただし、市の独自軽減措置（P16参照）が適応されます。		（軽減後）4,600円

○利用者負担の軽減措置

項 目	内容・対象者等
食事提供体制加算	通所施設利用者で生活保護、低所得１・２、一般１世帯の場合は、食事（人件費＋食材料費）のうち、食材料費のみの負担となるよう食費負担の軽減があります。食材料費は施設ごとに額が設定されるため、施設の食事提供体制により異なります。
補足給付	・２０歳以上の入所施設利用者で生活保護、低所得１・２世帯の場合、一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費の負担軽減があります。 ・２０歳未満の入所施設利用者の場合、負担上限月額の区分に応じて一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費の負担の軽減があります。 ・グループホーム利用者で生活保護、低所得１・２世帯の場合、家賃を対象として月額１万円を上限に補足給付が行われます。
医療型個別減免	・２０歳以上の療養介護利用者で低所得１・２世帯の場合、一定額が手元に残るよう、利用者負担額が軽減されます。 ・２０歳未満の療養介護の利用者の場合、一定額が手元に残るよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額については減免されます。 ※医療型児童発達支援は対象外となります。
生活保護移行防止	負担軽減をしても、定率負担や食費等の負担により、生活保護の対象となる場合は、生活保護の対象とならない額まで月額負担上限額及び食費等実費負担を引き下げます。
高額障害福祉サービス費	同じ世帯の中で障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合等で、利用者負担額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。
多子軽減措置	障害児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する二人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用する場合に、多子軽減措置が適用となります。

※毎年、所得区分の見直し（世帯・収入等状況の申告）が必要になります。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） ３２－３０３４（直通）
各相談支援事業所（P 39 参照）

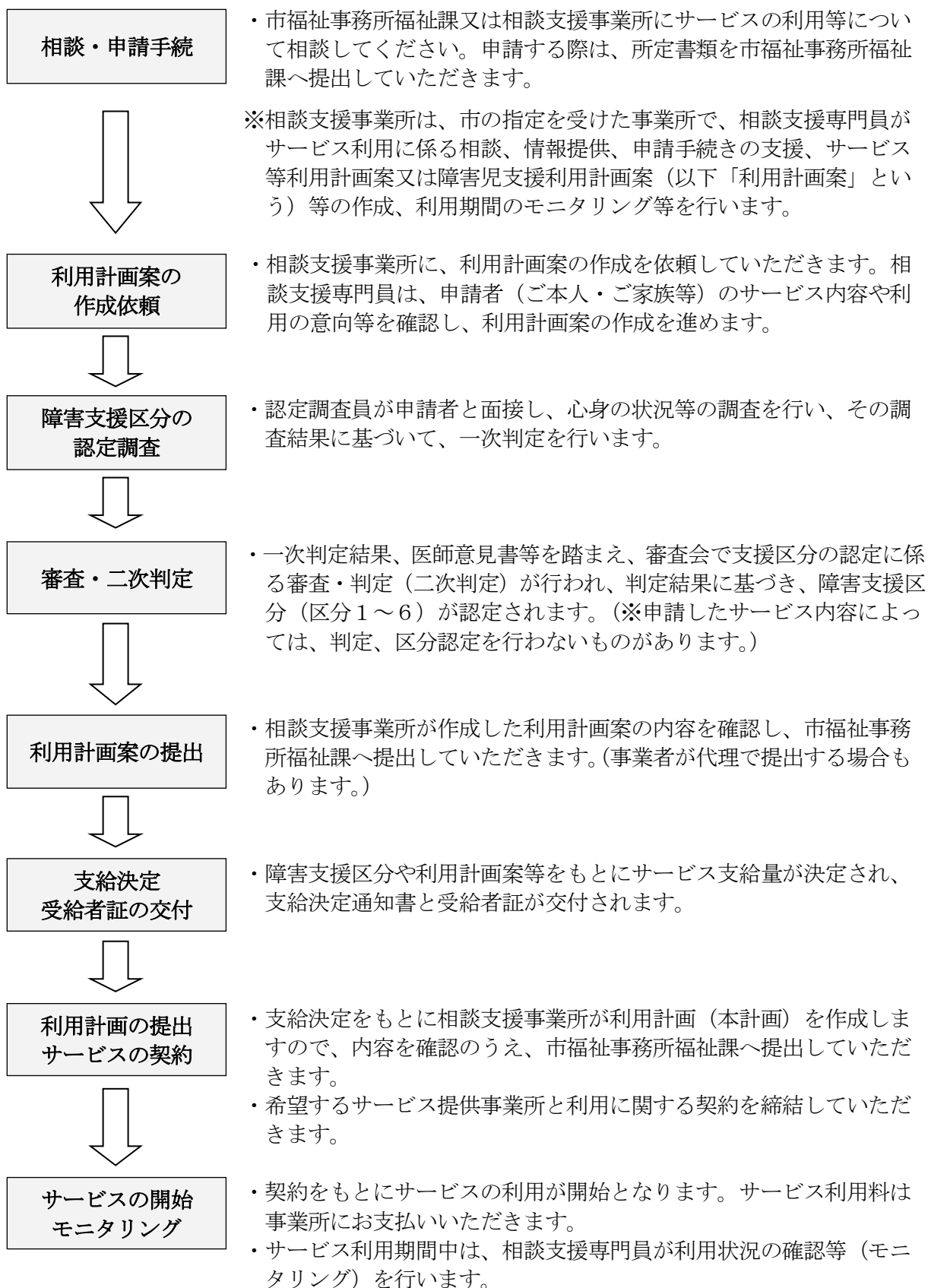
◆すこやか療育支援事業

障害児通所支援事業の利用にともなう子育て家庭の経済的負担を軽減するため、障害児通所支援給付の児童発達支援又は医療型児童発達支援の利用者に対し、サービス利用者負担額等の半額を助成します。

対 象 者	障害児通所支援給付の児童発達支援又は医療型児童発達支援の利用者 ※所得制限があります。
内 容	・サービス利用に係る利用者負担額の半額を助成します。 ※利用者負担上限額の軽減等の適用を受ける場合は、適用後の利用者負担額の半額までを助成します。 ・サービス利用に係る食費の半額を助成します。 ※食費の軽減措置を受ける場合は、軽減後の食費の半額を助成します。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） ３２－３０３４（直通）

◆障害福祉サービス利用の流れ



※サービス等の変更や期間を更新するときは申請手続きが必要です。

※上記は一般的な流れの事例であり、利用するサービスに応じ、異なる流れの場合（他の調査が必要な場合、二次判定を省略する場合など）があります。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）
各相談支援事業所（P 39 参照）

(2) 自立支援医療 (P 3に記載されています。)

(3) 補装具費支給制度

身体障がい者(児)及び厚生労働省が定める 376 疾病の難病等の方々の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体の欠損や損なわれた身体機能自体を補完又は代替するため必要な用具(補装具)の交付や修理を行います。なお、補装具毎に障がいの要件や交付基準額があります。

原則として事前申請となりますので、次の窓口まで補装具購入前にご相談ください。

市福祉課 障がい支援班(仁賀保庁舎) 32-3034(直通)

◆補装具の種類

聴覚の障がい	補聴器
視覚の障がい	眼鏡・コンタクトレンズ・義眼・盲人安全つえ(白杖) ※電子白杖については、市独自の支援(P 18 参照)があります。
肢体の障がい	義手・義足・装具(上肢・下肢・靴型・体幹)・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・T字つえ以外の歩行補助つえ 【18歳未満のみ】頭部保護具・起立保持具・座位保持いす・排便補助具
肢体かつ音声言語の障がい	重度障がい者用意思伝達装置
内部の障がい	車いす(医師が必要と認めた場合)

※車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえについて、介護保険のサービスを利用できる人は、介護保険が優先されます。

※成長にともなって短期間での交換が必要となる場合や、障がいの進行により短期間の利用が想定される場合など、購入より貸与が適切と考えられる場合は、貸与が可能になります(歩行器、座位保持いす等)。

◆必要書類等

- ①補装具費(購入・修理)支給申請書 ②指定業者の見積書 ③身体障害者手帳
④個人番号(※P 2 参照) 等

※新規申請及び再購入の方など、判定が必要な場合は主治医からの補装具費支給意見書・指定業者の補装具処方箋の添付が必要な場合があります。申請内容によって必要書類等が異なりますので事前に申請・相談窓口までお問い合わせください。

◆費用

原則として1割負担で、負担上限月額(下表)が定められています。

また、市の独自軽減措置(P 16 参照)により、さらに自己負担の1/2が軽減されます。

◆補装具費支給制度、日常生活用具支給制度の負担上限月額

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一 般	市民税課税世帯	(軽減前) 37,200 円
	※ただし、市の独自軽減措置(P 15 参照)が適応されます。	(軽減後) 18,600 円

※市民税課税世帯で所得割 460,000 円以上の人がいる場合、費用は全額自己負担となります。

○ 申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班(仁賀保庁舎) 32-3034(直通)

◆ 補装具支給制度と日常生活用具給付等事業の違いについて

補装具とは・・・(P 1 1 参照)

身体障がい者（児）の身体の欠損や、損なわれた身体機能自体を補完又は代替するための用具

日常生活用具とは・・・(P 1 2 参照)

重度の障がい者が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立した生活を営むことを容易にするための用具

（４）地域生活支援事業

にかほ市では、障がいを持つ人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉計画を立てて、次の地域生活支援事業を実施しています。

①障害者相談支援事業（P 3 5に記載されています。）

②日常生活用具給付等事業

重度の障がい者が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立した生活を営むことを容易にするため、日常生活用具を給付します。

日常生活用具毎に障がいの要件や交付基準額があり、介護保険にある品目については介護保険が優先されます。※難病患者等（P 6 参照）も対象となります。

原則として事前申請となりますので、用具購入前にご相談ください。

◆ 日常生活用具の種類

種 目	対 象 者
入浴補助用具	・ 下肢又は体幹機能障がい
便器	・ 下肢又は体幹機能障がい２級以上の者
頭部保護帽	・ 下肢、体幹機能障がい ・ 療育手帳Aで、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
T字状・棒状のつえ	・ 下肢、体幹機能障がい
移動・移乗支援用具	・ 平衡機能、下肢、体幹機能障がい
ハーネス	・ 補助犬を使用している者
特殊便器	・ 上肢障がい２級以上の者 ・ 療育手帳Aで訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者
火災警報器、自動消火器	・ 身体障害者手帳２級以上、療育手帳Aで火災発生の感知、避難が困難な者
人工呼吸器用発電機	・ 身体障害者手帳１級で人工呼吸器を使用する必要がある全身性障がい者
電磁調理器	・ 視覚障がい２級以上で視覚障がい者のみの世帯 ・ 療育手帳Aの者
歩行時間延長信号機用小型送信機	・ 視覚障がい２級以上の者
聴覚障がい者用屋内信号装置	・ 聴覚障がい２級以上の聴覚障がい者のみの世帯
情報・意思疎通支援用具	・ 音声・言語機能障がい者又は肢体不自由者であって発声・言語に著しい障がいを有する者

情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	・上肢障がい２級以上又は言語、上肢複合障がい２級以上で文字を書くことが困難な者 ・視覚障がい２級以上
	点字ディスプレイ	・視覚障がい２級以上かつ聴覚障がい２級以上の重複する者
	点字器・視覚障がい者用拡大読書器	・視覚障がい
	点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文字読上げ装置、盲人用時計	・視覚障がい２級以上
	聴覚障がい者用通信装置	・聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がい有する者
	聴覚障がい者用情報受信装置	・聴覚障がい
	人工喉頭	・喉頭摘出者
	福祉電話（貸与）	・難聴者又は外出困難な身体障がい者２級以上で必要性が認められる者で障がい者のみの世帯
	ファックス（貸与）	・聴覚又は音声・言語機能障がい３級以上で必要性が認められる者で障がい者のみの世帯
	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）・点字図書	・視覚障がい
介護・訓練支援用具	特殊寝台、入浴担架、体位変換器、移動用リフト 【１８歳未満のみ】訓練いす・訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能障がい２級以上
	特殊マット	・下肢又は体幹機能障がい１級 ・下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい児 ・療育手帳Ａの者
	特殊尿器	・下肢又は体幹機能障がい１級
排泄管理支援用具	紙おむつ等（紙おむつ・洗腸用具・サラン・ガーゼ等衛生用品）	・高度の排便機能障がい ・脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難又は高度の排尿機能障がい ・ぼうこう機能障がいによる排尿機能障がい者で失禁の可能性があり常時紙おむつ使用者 ・６歳（就学児）以上の居宅生活者かつ、排泄について全介助を要する常時おむつ使用者のうち、介護保険の要介護認定を受けることができない者で下記の要件のいずれかに該当する者。 ①療育手帳Ａを所持している者 ②身体障害者手帳１～２級を所持する全身性障がい者 ③身体障害者手帳１～２級を所持する障がいによる歩行困難者かつ意思表示困難者
	収尿器	・高度の排尿機能障がい者
	ストマ装具	・ストマ造設者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	・腎臓機能障がい３級以上
	ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器	・呼吸器機能障がい３級以上

在宅療養等 支援用具	酸素ボンベ運搬車	・在宅酸素療法を行う者
	盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計	・視覚障がい2級以上の単身世帯
	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいであって、在宅酸素療法を行う者や人工呼吸器の装着が必要な者 ・難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	・下肢、体幹機能障がい又は幼児期非進行性脳病変による運動機能障がいの者で3級以上の者

※情報・通信支援用具とは、障がい者向けパソコン周辺機器やアプリケーションソフトをいう。

◆必要書類等

- ①申請書 ②指定業者の見積書 ③身体障害者手帳もしくは療育手帳
④個人番号（※P 2 参照） 等

※手帳に記載されている障がい内容で、用具の必要性が判断できない場合は医師意見書の提出が必要な場合があります。申請内容によって必要書類等が異なりますので事前に申請・相談窓口までお問い合わせください。

◆費用

原則として1割負担で、補装具と同様の負担上限月額（P 1 1）が定められています。
また、市の独自軽減措置（P 1 6 参照）により、さらに自己負担の1/2が軽減されます。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）
税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）

-③コミュニケーション支援事業-

聴覚、言語機能、音声機能、特定疾患による全身性障がい等のため意思の疎通が困難な人に通院等で外出する際の手話通訳者、要約筆記者、介護人を派遣します。

対 象 者	聴覚障がい者（児）、音声・言語機能障がい者（児）、特定疾患による全身性障がい者
内 容	医療機関の受診・入院・就職試験・入園・入学式・公的機関での手続き・会議等、生活上での手話通訳等が必要と認められるときに手話通訳者、要約筆記者、介護人を派遣します。
申請窓口	市社会福祉協議会
費用負担	手話通訳、要約筆記者の派遣にかかる自己負担はありませんが、介護人派遣は派遣料の5%が自己負担となります。

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

-④移動支援事業-

屋外での移動が困難な特定疾患による全身性障がい者（児）又は視覚障がい者（児）の外出支援をします。

対 象 者	特定疾患による全身性障がい者（児）、視覚障がい者（児）
内 容	公的機関での手続き等社会生活上外出が必要なときや余暇活動等の社会参加のときに外出支援をします。
申請窓口	市福祉事務所福祉課、金浦療護園
費用負担	移動支援は無料です。

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

⑤日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場の確保と障がい者家族の一時的な負担軽減を図るために、日中一時的に障がい者（児）の方をお預かりします。

対 象 者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者等
内 容	「金浦療護園」「さん・とらっぷ」「心身障害者コロニー」「水林新生園」「ぽぽろ家」の各施設において日中（児童の放課後を含む）一時的にお預かりします。施設によって曜日や時間帯が異なります。
費用負担	原則として基準額の1割と食事代の一部を自己負担していただきます。 また、市の独自軽減措置（P16参照）により、さらに自己負担の1/2が軽減されます。※障がい児の場合は自己負担を市で負担するため無料となります。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

⑥自動車運転免許証取得費助成事業

障がい者の方が自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳1級から4級の人及び療育手帳所持者等で就労等のために自動車運転免許を取得する人
内 容	自動車運転免許取得にかかった費用の3分の2以内を助成します。ただし上限額は10万円です。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

⑦自動車改造費助成事業

重度身体障がい者本人が所有し、運転する自動車を改造する経費を助成します。

対 象 者	上肢・下肢・体幹機能障がいいずれか1～2級の人で、就労等のため自ら所有、運転する自動車の操行装置（ハンドル）や駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の一部を改造する必要がある人
内 容	1車両1回限り、上限額10万円（所得制限があります）

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

⑧更生訓練費給付事業

更生訓練を受けている身体障がい者に訓練費を助成します。

対 象 者	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所し、更生訓練を受けている低所得の人。
内 容	訓練のための経費（月額：訓練が15日以上の場合で表示。15日未満の場合は半額となる）①視覚障害者更生施設（あんま、はり、きゅう科）14,800円 ②視覚障害者更生施設（①以外）・肢体不自由者更生施設・聴覚言語障害者更生施設・内部障害者更生施設 6,300円 ③身体障害者授産施設・同通所授産施設 3,150円

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

⑨地域活動支援センター事業

障がい者の方に創作活動や生産活動の場を提供します。

対 象 者	療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）を受けている方及び発達障がい者（児）と認められた方。
内 容	由利本荘市にある障害者自立支援センター「和（なごみ）」を利用することができます。
費用負担	材料費等の実費を自己負担していただきます。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

4. にかほ市独自の支援事業

(1) にかほ市独自軽減事業

にかほ市では、障害者総合支援法の利用者の原則1割負担について、特に負担感の大きい通所者や在宅者の利用者負担を軽減する措置を実施しています。

この軽減措置は、対象の事業を利用する際に適用しますので、個別の申請は必要ありません。

障害福祉サービス対象

- ・障がい者の利用者負担の軽減

所得区分が一般世帯のうち、通所による施設サービス利用に係る支給決定を受けた人で、市民税所得割が16万円以上の人の負担上限額を9,300円とし、これを超える額を軽減します。

- ・障がい児の利用者負担の軽減

自己負担を市で負担するため無料となります。

補装具費支給制度・地域生活支援事業対象

補装具給付、日常生活用具給付、日中一時支援事業給付のサービスを利用する人については、自己負担の1/2を軽減します。

(2) 人工内耳用電池等購入費の助成

人工内耳を装用している20歳未満の障がい児（者）の日常生活の利便性及び経済的な負担の軽減を目的として、人工内耳に使用する電池（充電電池含む）や外部装置（スピーチプロセッサ）の購入費用を助成します。

対 象 者	20歳未満の障がい児（者）であって、にかほ市に住所を有している人
内 容	人工内耳用電池等の購入費用を助成します。 ・乾電池等 月額3,000円 ・充電電池 年額36,000円 ・外部装置 200,000円（※当該装置装用後5年以上経過し、交換を要する場合）
注意事項	申請にあたり必要となる書類等がありますので、事前に福祉事務所までご相談ください。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(3) 難聴児の補聴器購入費用等の助成

補聴器の装用による言語の習得やコミュニケーション力の向上を促進するため、補聴器の購入費又は修理費の一部を助成します。

対 象 者	・にかほ市に住所を有する18歳未満の児童 ・両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない児童。ただし、医師が装用の必要と認めた場合は30デシベル未満も対象とする。 ・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの
内 容	補聴器購入又は修理にかかる基準額の概ね3分の2を助成します。ただし、電池交換、イヤーマールドの交換のみは対象になりません。（所得制限があります）
注意事項	申請にあたり必要となる書類がありますので、事前に福祉事務所までご相談ください。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(4) 障がい者（児）の交通費の助成

概ね月の半分以上、通院、通学、通所又は通勤する在宅障がい者（児）で、移動のために交通機関を利用しなければならない人に交通費の一部を助成します。

対 象 者	・人工透析のために週2回以上通院している人 ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A及びB、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている人で、週3回以上施設等に通所、通勤、通学している人 ・上記と同等の程度で、その他特に必要があると認められる人
内 容	片道の距離に応じた月額を4ヶ月毎に支給します。※8.12.4月に支給 【片道の距離に応じた月額】 ・10km未満—1,500円 ・10km以上20km未満—2,000円 ・20km以上30km未満—3,000円 ・30km以上—4,000円
注意事項	・移動に利用する交通機関には自家用車も含まれます。 ・施設等の送迎あるいは通勤手当等、他の助成を受けていないことが条件となります。ただし、送迎の乗降場所が自宅から離れている場合、あるいは他から支給される手当がこの事業の額より低い場合など、例外もありますので福祉事務所までご相談ください。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(5) 軽・中等度難聴者の補聴器購入費用等の助成

補聴器の装用による認知症やうつ病等の予防をするため、補聴器の購入費の一部を助成します。

対 象 者	・にかほ市に住所を有する18歳以上の者 ・両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者。 ・医師が装用の必要を認めた者。
内 容	補聴器購入にかかる購入費の半額（上限5万円、千円未満切り捨て）を助成します。
注意事項	申請にあたり必要となる書類がありますので、事前に福祉事務所までご相談ください。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(6) タクシー利用券の給付

下記条件に該当される方に、社会参加の促進と福祉の増進を図る事を目的とし、タクシー小型車初乗運賃相当額のタクシー利用券を交付します。

対 象 者	・にかほ市に住所を有している在宅の人（施設入所者は対象外） ・下記の障がいの記載がある身体障害者手帳の交付を受けており、表紙の等級が1～3級の人 【視覚、平衡機能、下肢、体幹、運動機能（移動機能）、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓】 ・療育手帳Aの交付を受けている人		
内 容	・1人あたり年間24枚のタクシー利用券を交付します。 ※5月以降に申請した場合は、月割計算（月2枚）となります。		
利用できる タクシー会社	【会社名】 ・象潟合同タクシー ・富士タクシー営業所 ・光タクシー ・ハートワン交通 ・本荘タクシー	【所在地】 - にかほ市象潟町字家ノ後 20-27 - にかほ市平沢字狐森 77 - 由利本荘市砂子下 48-1 - 由利本荘市石脇字田中 88-3 - 由利本荘市後町 1-1	【電話番号】 43-2030 74-3071 22-1111 23-3333 24-5555
注意事項	・小型車初乗運賃を超える金額は自己負担となります。（1回の乗車につき1枚のみ利用可能で、1日に何枚でも使用することができます。） ・他の人に譲渡することはできません。（利用する際には運転手に障害者手帳を提示する必要があります。）紛失しても再交付はできません。 ・タクシー利用券の交付を受けた方は、翌年度以降も対象となっている場合、タクシー券を交付します。（毎年度申請する必要はありません。）		

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(7) 電子白杖購入費の助成

視覚障がい者（児）が電子白杖（盲人安全つえにセンサーを搭載し、超音波により障がい物等の存在を感知することができる福祉用具）を購入する際に、その費用の一部を助成します。

対 象 者	視覚障がい1級又は2級であって、にかほ市に住所を有している人 ※所得制限があります。
内 容	（電子白杖の購入費－通常の盲人安全つえの購入基準額）×1／3を助成します。 ※ただし助成額の上限は2万円です。
注意事項	申請にあたり必要となる書類等がありますので、事前に福祉事務所までご相談ください。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(8) 在宅知的障がい者の健康診査

各種健康診断を受ける機会のない在宅の知的障がい者に対して、生活習慣病の予防及び健康の維持・増進を図るために基本健康診査と歯科健康診査を行います。

対 象 者	・にかほ市に住所を有している在宅の人（施設入所者は対象外） ・療育手帳の交付を受けている19歳以上40歳未満の知的障がい者 ・療育手帳の交付を受けている16歳以上19歳未満の知的障がい児 ※ただし、会社や学校等で同様の健康診査を受ける機会のある人は除く
内 容	・毎年度、期間を定めて実施します。 ・事前に市から受診券の交付を受けてから、医療機関に個別に予約し、受診していただきます。
実施機関	【基本健康診査】（令和7年度の実施機関） 加藤医院、すずらん診療所、小出診療所、象潟病院、きさかたクリニック 【歯科健康診査】（令和7年度の実施機関） かんざか歯科医院、きさかたクリニック、小松歯科医院、すずき歯科医院、さとう歯科クリニック、にかほ駅前歯科
費用負担	【基本健康診査】（令和7年度の受診料） 市民税課税世帯の方 1,400 円 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方 0 円 【歯科健康診査】（令和7年度の受診料） 市民税課税世帯の方 500 円 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方 0 円

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(9) 雪下ろしにかかる費用の助成

積雪による被害を未然に防止し、対象世帯の心身の安定を図るため、雪下ろし等にかかる費用の一部を助成します。

対 象 者	にかほ市に住所を有している市民税非課税世帯のうち、下記の手帳のいずれかの交付を受けている人が同居する世帯 ※生活保護受給世帯を除く。 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A、B ・精神障害者保健福祉手帳1～2級
対象範囲	・居住する住宅の雪下ろし（車庫等は除く） ・屋根から落雪等による住宅への危険を避けるための最小限の除排雪
内 容	年2回まで、かかった費用の2分の1以内を助成します。ただし、上限額は4万5千円です。
注意事項	申請にあたり必要となる書類等がありますので、事前に長寿支援課までご相談ください。

○申請、相談窓口 市長寿支援課 長寿支援班（仁賀保庁舎） 32-3042（直通）

5. その他の福祉制度

(1) J R 運賃等の割引制度

手帳の種別	対象者	普通乗車券		回数乗車券	普通急行券	定期乗車券	割引率
		単独で利用※1	介護者とともに利用	介護者とともに利用 (単独で利用する場合は含まない)			
第1種身体障がい者	本人	○	○	○	○	○	5 割 引
	介護者		○	○	○	○	
第2種身体障がい者	本人	○					
	介護者						
療育手帳Aをお持ちの方	本人	○	○	○	○	○	
	介護者		○	○	○	○	
療育手帳Bをお持ちの方	本人	○					
	介護者						
第1種精神障がい者	本人	○	○	○	○	○	
	介護者		○	○	○	○	
第2種精神障がい者	本人	○					
	介護者						
12歳未満の第2種身体障がい児又は療育手帳Bもしくは第2種精神障害者手帳をお持ちの障がい児	本人※2	○				○	
	介護者					○	

※1 単独で利用する場合は片道の乗車区間が100kmを超える場合に限り割引が適応されます。

※2 小児定期旅客運賃については割引が適応されません。

※3 私鉄線等の鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、J R 線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※4 障がい者と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券類を購入する必要があります。

○お問い合わせ 利用される各駅等

(2) 国内航空旅客運賃割引制度

対 象	割引適用者	割引率	適用証明
身体障がい者	本人 (満12歳以上) 及び 介護者1名	各航空運送事業者が設定する額。割引率は、事業者又は期間・季節・路線により異なります。また、一部路線では対象とならない場合がありますので、利用前に航空券販売窓口におたずねください。	第1種・第2種の記載がある身体障害者手帳を提示します。
知的障がい者			証明印の押印がある療育手帳を提示します。
精神障がい者			有効期間内の精神障害者保健福祉手帳を提示します。(搭乗日当日に有効期間が満了している場合はご搭乗できません。)

○お問い合わせ 利用される各航空会社等

(3) バス運賃の割引制度

対 象 者	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・第1種身体障がい者又は療育手帳Aの人に付き添って乗車する介護者1人
手 続 き	・普通運賃の場合は、バスを降りる時に手帳を提示してください ・普通定期券運賃（大人に限る）の場合は、定期券購入時に手帳を提示してください（通学定期券に障がい者割引はありません）
対象路線	一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス等）※一部路線を除く
割 引 率	普通運賃の場合は5割引 ・普通定期券運賃（大人に限り）の場合は3割引

○お問い合わせ 利用される各バス会社の営業所等

(4) にかほ市コミュニティバス運賃の無料化

対 象 者	・にかほ市に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・上記に付き添って乗車する介護者1人
手 続 き	バスを降りる時に手帳もしくは無料バスを提示してください ※無料バスは申請者のみ取得できます
割 引 率	無料

○お問い合わせ 連携推進課 連携推進班（象潟庁舎）43-7510

(5) タクシー運賃の割引制度

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
手 続 き	タクシーを利用する際に、お持ちの障害者手帳を提示してください。 ※にかほ市では条件に該当される方に、タクシー小型車初乗運賃相当額のタクシー利用券を交付しております。詳細につきましてはP18をご参照ください。
割 引 率	乗車運賃より1割引

○お問い合わせ 利用されるタクシー会社の営業所等



(6) 有料道路通行料金の割引制度

区 分	障がい者本人が自ら運転する場合	障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が乗車する場合
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方	第1種身体障がい者及び療育手帳Aの方（重度障がい者）
所有形態	身体障がい者又は生計同一者が所有するもの（1台限り）	障がい者本人又は生計同一者が所有するもの、もしくは障がい者本人を継続して日常的に介護している人が所有するもの（1台限り）
自動車の 範 囲	車検証の【自家用・事業用】の欄が「自家用」となっている自動車で、「用途」欄に「乗用」と記載されている、乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も含む） ※その他、「用途」欄に「貨物」又は「特種」と記載されている自動車については、申請窓口にご確認ください。	
手帳提示 利 用	身体障害者手帳又は療育手帳に証明の記載が必要です。 あらかじめ申請窓口で申請のうえ、証明の記載をしてもらってください。有料道路を利用する際、証明した手帳を提示することで料金が割引されます。	
E T C 利 用	あらかじめ申請窓口で申請し、交付される【E T C利用対象者証明書】を【送付専用封筒】で郵送（要切手）します。約2週間程度で登録完了の通知が届いて適用開始となります。※適用開始までは手帳提示での利用となります。	
必要書類等	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②車検証 ③運転免許証（障がい本人が運転する場合） ④E T C車載器の管理番号の書類（E T C車載器セットアップ申込書・証明書等） ⑤E T Cカード（障がい者本人名義のものに限る） ※ただし、障がい者本人が未成年の重度障がい者で、本人運転による割引を受けない場合は親権者又は法定後見人名義のE T Cカードでも利用できます。 ※これらの他に要件確認のため、別途書類が必要な場合があります。	
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）	
割 引 率	5割引（E T Cの場合、他E T C割引と比較して安い料金が請求されます。）	

○お問い合わせ 東日本高速道路株式会社 秋田管理事務所 018-826-1700
市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）



(7) 障害者等用駐車区画利用制度

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を使いやすいものとするため、歩行困難で、かつ障害者、介護を必要とする方や妊産婦、けが人などの方々を対象に「利用証」を発行する制度です。

◆利用対象者

区 分	障がい等の状況							確認書類
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
身体障がい	視覚障がい	○	○	○	○			身体障害者手帳
	聴覚障がい		○	○				
	平衡機能障がい			○		○		
	上肢不自由	○	○					
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	
	体幹不自由	○	○	○		○		
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○				
		移動機能	○	○	○	○	○	
	心臓機能障がい	○		○	○			
	じん臓機能障がい	○		○	○			
	呼吸器機能障がい	○		○	○			
	ぼうこう・直腸の機能障がい	○		○	○			
	小腸機能障がい	○		○	○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	○	○	○	○			
	肝臓機能障がい	○	○	○	○			
知的障がい	療育手帳 A							療育手帳
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳 1 級							精神障害者 保健福祉手帳
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者又は小児慢性特定疾患医療受給者							各受給者証
要介護認定を 受けた者	要介護 1 から 5 まで							介護保険 被保険者証
妊 産 婦	妊娠 7 ヶ月から産後 3 ヶ月まで							母子健康手帳
け が 人	けが等により一時的に移動に配慮が必要な者							医師の診断書等

◆申請手続き

申請書に必要事項を記入し、上記表の区分ごとに当てはまる確認書類の写し（氏名・現住所・交付要件に該当する旨の記載があるところをコピーして下さい。）を添付し、下記の申請窓口
に持参又は郵送してください。

※代理人が本人に代わって申請する場合は、代理人の身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）を添付してください。

※申請書は下記の申請、相談窓口や市役所等に備え付けてあるほか、秋田県のホームページからもダウンロードできます。

○申請、相談窓口 秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 018-860-1342
由利地域振興局福祉環境部（保健所） 0184-22-4120

(8) 携帯電話料金の割引制度

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
内 容	N T T ドコモ・au・ソフトバンクなど、各携帯電話会社にて独自の障がい者割引サービスがあります。

○お問い合わせ 利用されるお近くの携帯電話ショップ等

(9) NHK放送受信料の減免制度

全額免除	・身体障害者手帳所持者のいる市民税非課税世帯 ・療育手帳所持者のいる市民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳所持者のいる市民税非課税世帯 ・生活保護を受けている世帯 ※同一住居に2世帯が同居（2世帯住宅等）している場合、住んでいる世帯全部で1世帯となります。ただし、世帯ごとにNHKと受信契約をしている場合は除きます。
半額免除	・世帯主が身体障害者手帳【視覚・聴覚障がい】いずれかの所持者である場合 ・世帯主が身体障害者手帳【1～2級】の所持者である場合 ・世帯主が療育手帳【A】の所持者である場合 ・世帯主が精神障害者保健福祉手帳【1級】の所持者である場合 ・世帯主が戦傷病者手帳【特別項症】【第1款症】いずれかの所持者である場合
手 続 き	該当する手帳を持参し、申請窓口で申請してください。
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）

○お問い合わせ NHK秋田放送局 018-825-8111
市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(10) 住宅整備資金貸し付け

にかほ市に居住する障がい者又は障がい者と同居する親族で、障がい者向けに居室等を増改築又は改造する必要がある、自力で整備するのが困難な人に対し、障害者住宅整備資金を貸付する制度です。

対象範囲	身体障害者手帳の1～4級又は療育手帳の「A」に該当する障がい者（児）
貸付金額	1戸あたり150万円
貸付の条件	【貸付利率】財政融資資金又は銀行等引受資金に定める貸付利率 【据置期間】2年以内 【償還期間】据置期間経過後8年以内 【償還方法】元利金等半年賦 【保 証 人】市内在住者2人
注意事項	事前申請となりますので、工事着手前に必ず福祉事務所に相談してください。

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(11) ヘルプマーク・ヘルプカード

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に気づいてもらい、理解や支援が受けやすくなる「ヘルプマーク」と、必要な支援を求めるための意思表示に有効なツールとなる「ヘルプカード」の配布をしています。

対 象 者	義足や人工関節を使用している方、心臓疾患などの内部障害や難病の方、発達障害の方、認知症の方など
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）



ヘルプマーク



ヘルプカード（秋田県版）

6. 手当・年金・給付金・貸付金

(1) 特別児童扶養手当（国制度）

対 象 者	身体又は精神に重度又は中度程度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童を扶養している保護者等
金 額	1級（重度）：月額 56,800 円（令和7年度手当額） 2級（中度）：月額 37,830 円（令和7年度手当額） ※年3回（4.8.11月）に分けて支給
必要書類等	・認定請求書 ・医師の診断書（所定の様式） ・障害者手帳（お持ちの方のみ） ・申請者と対象児童の戸籍謄（抄）本 ・申請者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 ・印鑑 ※療育手帳（A）、もしくは身体障害者手帳（1級から概ね3級まで。ただし、内部障がい、視野狭窄、体幹機能障がい及び運動機能障がい等は除く）をお持ちの方は診断書を省略できる場合もありますので、ご相談下さい。
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）
注意事項	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準で認定されます。（障がいの程度によっては支給されない場合があります。）また、障害者手帳を所持していなくても同程度の障がいがある方は対象になります。 ・本人、配偶者又は扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。 ・児童が施設に入所している場合は対象になりません。 ・毎年、所得状況についての届出が必要です。 ・住所や氏名を変更したとき、障がいの程度が変わったとき、施設に入所したとき、児童又は保護者等が死亡したときは届出が必要になります。

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(2) 特別障害者手当（国制度）

対 象 者	身体又は精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の者
金 額	月額 29,590 円（令和7年度手当額） ※年4回（5.8.11.2月）に分けて支給
必要書類等	・認定請求書 ・診断書（所定の様式） ・所得状況届（所定の様式） ・個人番号（※P2参照） ・障害者手帳（お持ちの方のみ） ・印鑑
申請窓口	市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）
注意事項	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準で認定されます。（障がいの程度によっては支給されない場合があります。）また、障害者手帳を所持していなくても同程度の障がいがある方は対象になります。 ・本人、配偶者又は扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。 ・施設に入所している人、3か月以上入院している人は対象になりません。 ・毎年、所得状況についての届出が必要です。 ・住所や氏名を変更したとき、障がいの程度が変わったとき、本人が死亡したとき、施設に入所したとき、入院が3か月を超えたときは届出が必要になります。

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

(3) 障害児福祉手当 (国制度)

対 象 者	身体又は精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の者
金 額	月額16,100円(令和7年度手当額) ※年4回(5.8.11.2月)に分けて支給
必要書類等	・認定請求書 ・所得状況届(所定の様式) ・障害者手帳(お持ちの方のみ) ・診断書(所定の様式) ・個人番号(※P2参照) ・印鑑
申請窓口	市福祉事務所福祉課(仁賀保庁舎)、税務課市民サービス班(象潟庁舎)、市民サービスセンター(金浦庁舎)
注意事項	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準で認定されます。(障がいの程度によっては支給されない場合があります。)また、障害者手帳を所持していなくても同程度の障がいがある方は対象になります。 ・本人、配偶者又は扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。 ・障がいを事由とする年金の受給者や、施設入所者は対象になりません。 ・毎年、所得状況についての届出が必要です。 ・住所や氏名を変更したとき、障がいの程度が変わったとき、施設に入所したとき、児童又は保護者等が死亡したときは届出が必要になります。

○お問い合わせ 市福祉課 障がい支援班(仁賀保庁舎) 32-3034(直通)

(4) 国民年金(障害基礎年金)(国制度)

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受取ることができる年金です。病気やけがで初めて医師又は歯科医師の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金」が請求できます。

受給要件	・保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上ある人又は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない人の障がい ・20歳未満のときに初めて医師の診断を受けた人が、障がいの状態にあつて20歳に達したとき、又は20歳に達した後に障がいの状態となったとき
障がい認定時	初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障がいの状態にあるか、又は65歳に達するまでの間に障がいの状態になったとき
年 金 額	1級:1,039,625円+子の加算 2級:831,700円+子の加算 ※子の加算額(第1~2子各239,300円 第3子以降各79,800円) ※子とは、扶養している18歳到達年度の末日までにある子(障がいがある場合は20歳未満の子)をいいます。 ※年金額等は令和7年度の金額です。
申請にあたって	申請には所定の様式や確認書類、専用の診断書等が必要となりますので、最初に相談・申請窓口までご相談のうえ、必要書類等や申請手順の説明を受けてください。
注意事項	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準で認定されますので、障害基礎年金の1級、2級は障害者手帳の等級とは異なります。 ・20歳前に初診日のある傷病による障がいのある方については、国民年金法に定める障がいの程度に該当すれば、保険料納付要件に関わりなく20歳から支給されます。

○申請、相談窓口 日本年金機構 本荘年金事務所 24-1111
市民課 国保年金班 32-3032

(5) 厚生年金保険（障害厚生年金）（国制度）

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受取ることができる年金です。病気やけがで初めて医師又は歯科医師の診療を受けたときに「厚生年金」に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

支給要件	加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障がい。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている人であること。
障がい認定時	初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障がいの状態にあるか、又は65歳に達するまでの間に障がいの状態になったとき。
年金額	1級：報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金額(239,300円) 2級：報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金額(239,300円) 3級：報酬比例の年金額 ※最低補償額(623,800円) ※年金額等は令和7年度の金額です。

※障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残ったときは、障害手当金（一時金）を受取ることができる制度があります。詳細については申請、相談窓口までお問い合わせください。

○申請、相談窓口 日本年金機構 本荘年金事務所 24-1111

(6) 心身障害者扶養共済制度（国・県）

将来、独立や自活が困難と思われる身体又は知的及び精神の障がいのある人の保護者が掛金を出し合い、保護者に万一のことがあったとき（死亡又は重度の障がいになったとき）、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者	- 身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級から3級までに該当する人 - 知的障がい者 - 精神又は身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で障がいの程度が①又は②と同程度と認められる人								
加入できる保護者	上記のいずれかに該当する心身障がい者の保護者で、次の条件を満たす人 - 加入する年度の4月1日時点の年齢が65歳未満の人 - 特別な疾病や障がいがなく、健康状態である人 ※障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人のみになります。								
共済掛金	加入時の年度の4月1日時点の年齢によって月額掛金の金額が異なります。 <table border="0"> <tr> <td>・35歳未満—9,300円</td> <td>・50歳以上55歳未満—18,800円</td> </tr> <tr> <td>・35歳以上40歳未満—11,400円</td> <td>・55歳以上60歳未満—20,700円</td> </tr> <tr> <td>・40歳以上45歳未満—14,300円</td> <td>・60歳以上65歳未満—23,300円</td> </tr> <tr> <td>・45歳以上50歳未満—17,300円</td> <td></td> </tr> </table> ※加入期間20年以上（昭和61年3月31日以前の加入者の一部については加入期間25年以上）で加入者の年齢が65歳以上になった場合は全額免除となります。	・35歳未満—9,300円	・50歳以上55歳未満—18,800円	・35歳以上40歳未満—11,400円	・55歳以上60歳未満—20,700円	・40歳以上45歳未満—14,300円	・60歳以上65歳未満—23,300円	・45歳以上50歳未満—17,300円	
・35歳未満—9,300円	・50歳以上55歳未満—18,800円								
・35歳以上40歳未満—11,400円	・55歳以上60歳未満—20,700円								
・40歳以上45歳未満—14,300円	・60歳以上65歳未満—23,300円								
・45歳以上50歳未満—17,300円									
年金額	1口加入者：月額20,000円（年額24万円） 2口加入者：月額40,000円（年額48万円） ※2口まで加入できます。								
必要書類等	・加入等申請書 ・申請者と障がい者の住民票の写し ・申込者（被保険者）告知書 ・障害者手帳等 ・印鑑								
注意事項	・今後の経済情勢の変化、制度の収支状況等を踏まえ、定期的に制度の見直しが行われています。 ・加入者（保護者）の死亡等の理由によっては年金が支給されない場合があります。								

○申請、相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）

（７）交通遺児等育成資金の貸付（自動車事故対策機構制度）

自動車事故により保護者がなくなったり、重度の後遺障がい者になったりしたために生活が困窮している中学生までの子どもを対象に、資金を無利子貸付する制度です。

対象範囲	保護者が亡くなったり、重い後遺障害になったりした生活困窮家庭。
貸付金額	一時金 155,000 円、月額 10,000 円又は 20,000 円、 小・中学校入学支度金（希望による）44,000 円
貸付の条件	【貸付利率】無利子 【据置期間】6 か月又は 1 年 【償還期間】据置期間経過後 20 年以内 【償還方法】月賦又は月賦・半年賦
注意事項	申請、問い合わせ等は自動車事故対策機構（ナスバ）に相談してください。

○申請、相談窓口 独立行政法人 自動車事故対策機構（通称：ナスバ）
秋田支所 018-863-5875

（８）重度後遺障がい者の介護料支給制度（自動車事故対策機構制度）

自動車事故により脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害が残り、移動、食事、排泄など日常生活について常時又は随時の介護が必要な方に介護料を支給する制度です。

対象範囲	脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害が残り、移動、食事、排泄など日常生活について常時又は随時の介護が必要な方。
支給金額の範囲 (月額)	① 常時の介護が必要な方のうち「重度後遺障害診断書」で、症状が「最重度」と認められた方：85,310 円～211,530 円 ② 上記①以外で常時の介護が必要な方：72,990 円～166,950 円 ③ 随時の介護が必要な方：36,500 円～83,480 円
注意事項	・後遺障害等級認定は、身体障害者手帳による認定等級とは関係ありませんので、ご注意ください。 ・申請、問い合わせ等は自動車事故対策機構（ナスバ）に相談してください。

○申請、相談窓口 独立行政法人 自動車事故対策機構（通称：ナスバ）
秋田支所 018-863-5875

7. 税の減免

(1) 自動車税・自動車取得税の減免（軽自動車税等を含む）

◆減免を受けることができる人

○身体障害者手帳所持者

区 分	身体障がい者等本人が運転する場合						家族や常時介護者が運転する場合					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	○	○	○	○			○	○	○	○		
聴覚障がい		○	○					○	○			
平衡機能障がい			○						○			
音声機能障がい			○									
上肢不自由	○	○					○	○				
下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
体幹不自由	○	○	○		○		○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○				○	○				
	下肢機能	○	○	○	○	○	○	○	○			
心臓機能障がい	○		○				○		○			
腎臓機能障がい	○		○				○		○			
呼吸器機能障がい	○		○				○		○			
小腸の機能障がい	○		○				○		○			
ぼうこう・直腸の機能障がい	○		○	○			○		○			
免疫機能障がい	○	○	○				○	○	○			
肝臓機能障がい	○	○	○				○	○	○			

○療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者

区 分	障害者本人又は家族や常時介護者が運転する場合
知的障がい	児童相談所又は福祉相談センターで重度知的障がい者と判定され、療育手帳の「障害等級（総合判定）」欄にAと記載されている人
精神障がい	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障がい者と判定され、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている人

◆減免を受けることができる自動車

所 有 者	運 転 者	使用目的	申請に必要な証明書
身体障がい者 (18歳未満の場合は 同居家族の所有可)	身体障がい者本人	日常生活等	なし
	障がい者と同居し、定期的に障がい者を乗せて運転する障害者と生計を一にする者	通学、通院、通所及び生業	生計同一証明書
	1年以上の間、週3日程度以上、障がい者のために運転を行っているか、行う見込のある者で障がい者を常時介護する者	障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者の通学、通院、通所及び生業	常時介護証明書
知的障がい者 精神障がい者 (同居家族の所有可)	知的又は精神障がい者本人 1. 自動車の所有者…障がい者本人 2. 自動車の所有者…同居家族	日常生活等	1. なし 2. 生計同一証明書
	障がい者と同居し、定期的に障がい者を乗せて運転する障害者と生計を一にする者	通学、通院、通所及び生業	生計同一証明書
	1年以上の間、週3日程度以上、障がい者のために運転を行っているか、行う見込のある者で障がい者を常時介護する者	障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者の通学、通院、通所及び生業	常時介護証明書

※割賦販売により所有権を保留されている場合は、「使用者（車検証記載）」でも可。

◆減免を受けることができない場合

- ・既に減免を受けている自動車がある場合。
- ※減免を受けることができる自動車は障害者1人につき1台までです。
- ・自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車やリース車の場合

◆減免申請に必要な書類

- ①減免申請書 ②障害者手帳 ③運転者の運転免許証
④自動車検査証（※1） ⑤生計同一証明書（※2） ⑥常時介護証明書（※2）

※1 自動車取得の場合、販売店からの購入内容がわかる契約書等

※2 運転者が障がい者本人以外の場合や、精神又は知的障がい者が同居家族所有の自動車を運転する場合、減免申請を行う前に⑥⑦の証明書の発行が必要になりますので、①～⑤の書類を持参のうえ、申請窓口【市福祉事務所福祉課（仁賀保庁舎）、税務課市民サービス班（象潟庁舎）、市民サービスセンター（金浦庁舎）】にて手続きを行ってください。障がい者等と運転者等との同居の有無、障がい者等の通勤・通学等の事実、そのための自動車等の必要性について確認のうえ、該当する場合に発行いたします。

◆減免申請の手続き

減免を受けようとする人は、その年度の自動車税納付期限（自動車税と軽自動車税は納付期限が異なります）までに必要書類等を提出してください。

ただし、新たに自動車を取得する場合や既に減免を受けている自動車から新しい自動車に乗り換える場合、自動車の登録手続きの際に申請することとなりますので、自動車の購入先へ事前に相談してください。事後申請では、減免を受けることができません。既に減免を受けている自動車から新しい自動車に乗り換える場合には次の制限がありますのでご注意ください。

①減免を 受けている自動車を ②新しい自動車を	新車新規/中古新規登録で取得		所有権移転 登録で取得
	自動車税の減免	自動車取得税の減免	自動車取得税の減免
廃車登録した後に（※1）	受けられる	受けられる	受けられる
所有権移転登録した後に	受けられない（※2）	受けられる	受けられる

※1 廃車登録には、県外への変更・移転登録は含まれません。

※2 ただし、年度途中で身体障害者等に該当することになった場合の手続きをしていただくことで、翌年度から減免を受けることができます。

○お問い合わせ （自動車税）総合県税事務所由利支所（由利地域振興局） 23-4105
（軽自動車税）市税務課（象潟庁舎） 43-7505
（自動車の新規取得）購入される自動車販売店

（2）所得税・住民税に対する所得控除（障害者控除）

納税者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が障がい者である場合、所得金額の控除を受けることができ、そのためには「扶養控除申告」「年末調整」「確定申告」等での手続きが必要です。

「扶養控除申告」「年末調整」での申請は、職場の給与担当にご相談ください。

◆障害者控除（控除額27万円）※一部抜粋

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・精神保健指定医などにより知的障がい者と判定された方（療育手帳をお持ちの方など）

◆特別障害者控除（控除額40万円）※一部抜粋

- ・障害者控除対象者で特に重度の障がいがある方（身体1～2級・精神1級・療育A）

○お問い合わせ 市税務課（象潟庁舎） 43-7505

8. 選 挙

(1) 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、郵便投票証明書をお持ちの方は、投票日の4日前まで名簿登録地の市町村選挙管理委員会に投票用紙等の必要書類等を請求することで、自宅等の自分のいる場所から郵送で不在者投票をすることができます。

また、郵便投票証明書をお持ちでない方も、次のいずれかの要件を満たす方は事前に郵便等投票証明書交付申請手続きをすることで、郵便等による不在者投票が可能になります。

○対象者

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹、移動機能	○	○			両下肢、体幹機能	○	○	○			要介護5
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○		○		心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○		
	免疫、肝臓	○	○	○								

注意事項	証明書の有効期限は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の方が7年、要介護5の方は要介護認定の有効期間の末日までです。
申請窓口	にかほ市選挙管理委員会事務局（象潟庁舎）

◆代理記載制度

さらに、郵便等による不在者投票ができる方で、かつ自らの投票の記載をすることができない者として定められた次のいずれかの要件を満たす方は、あらかじめ身体障害者手帳・戦傷病者手帳を添えて、市の選挙管理委員会に代理記載人の郵便等投票証明書の手続きをすることで、代理記載人が本人に代わって投票の記載をすることができます。

○対象者

身体障害者手帳	障害名	障害の程度	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚	○		上肢、視覚	○	○	○

注意事項	上記の対象者であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でなければ、代理人記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。
申請窓口	にかほ市選挙管理委員会事務局（象潟庁舎）

○お問い合わせ にかほ市選挙管理委員会事務局（象潟庁舎） 43-7506

(2) 点字投票・代理投票

対象者	ご自分で字を書くことが困難な方
内 容	点字ができる方は、点字投票ができます。投票所には、点字器を用意しています。また、ご自分で字を書くことが困難な方は、投票所の係員が代筆で投票用紙に記入する代理投票ができます。投票の秘密は固く守られます。
申請窓口	各投票区投票所

○お問い合わせ にかほ市選挙管理委員会事務局（象潟庁舎） 43-7506

9. スポーツ

(1) 秋田県障害者スポーツ大会

秋田県内の身体、知的、精神障がい者が一堂に会し、様々なスポーツを通して体力の維持増強を図りながら交流を深めるために、障がい者のスポーツ大会を毎年1回開催しています。

対象者	① 身体障害者手帳の交付を受けた方 (内部障がいの方は参加できない場合があります。) ② 知的障害者手帳の交付を受けた方 ③ 精神障害者手帳の交付を受けた方
期日 実施競技 (会場)	【令和7年度】 ・令和7年8月23日(土) 一般卓球(秋田テルサ) ボッチャ(秋田県心身障害者総合福祉センター、秋田県社会福祉会館) ・令和7年9月13日(土) アーチェリー(秋田県勤労身体障害者スポーツセンター) サウンドテーブルテニス(秋田県心身障害者総合福祉センター) ボウリング(ロックンボウル) ・令和7年9月20日(土) 陸上競技(秋田県立中央公園) フライングディスク(秋田県立中央公園) バレーボール〈精神障がい〉(秋田県立体育館)、 ・令和7年9月27日(土) 水泳(秋田県立総合プール)

○お問い合わせ 秋田県障害者スポーツ協会 018-864-2750
 市福祉課 障がい支援班(仁賀保庁舎) 32-3034(直通)
 にかほ市身体障害者協会 38-2375



10. 福祉に関する相談について

(1) にかほ市の相談窓口

福祉総合相談窓口 〒018-0492 平沢字鳥ノ子淵 21 仁賀保庁舎 TEL 32-3041	福祉全般の総合相談
福祉課 障がい支援班 〒018-0492 平沢字鳥ノ子淵 21 仁賀保庁舎 TEL 32-3034	- 障がい福祉に関する総合相談 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種減免制度 - 障害福祉サービス、障害児通所支援、自立支援医療、補装具支給制度、地域生活支援事業 - 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 - 障がい者の権利擁護、虐待防止 等
福祉課 保護支援班 〒018-0492 平沢字鳥ノ子淵 21 仁賀保庁舎 TEL 32-3038	- 生活保護制度 - 生活困窮者自立支援事業 等
こども家庭センター 子ども家庭支援班 〒018-0402 平沢字八森 31-1 スマイル内	- 児童福祉に関する総合相談 - 子ども・子育て支援、児童手当、子育て支援センター、家庭児童相談、ひとり親家庭・寡婦福祉、児童扶養手当 等
長寿支援課 長寿支援班 〒018-0492 平沢字鳥ノ子淵 21 仁賀保庁舎 TEL 32-3042	- 高齢者福祉に関する総合相談 - 在宅高齢者・家族等の支援、在宅福祉サービス、地域支援事業、介護保険 等
地域包括支援センター 〒018-0492 平沢字鳥ノ子淵 21 仁賀保庁舎 TEL 32-3045	- 高齢者の総合相談、権利擁護、地域連携 - 介護予防ケアマネジメント - 介護予防事業 等
市民課 国保年金班 〒018-0492 平沢字鳥ノ子淵 21 仁賀保庁舎 TEL 32-3032	- 福祉医療制度（マルフク） - 国民年金（障害基礎年金等） 等
健康推進課 健康管理班 〒018-0402 平沢字八森 31-1 スマイル内 TEL 32-3000	- 健康に関する総合相談 - 各種がん検診、人間ドック、成人歯科健診 - こころの健康相談、精神相談 - 自殺予防、アルコール依存 等
こども家庭センター 母子保健班 〒018-0311 金浦字花潟 83-1 にかほ市ネウボラ あのね （金浦保健センター内） TEL 38-4200	- 産前・産後サポート事業 - 母乳ミルク相談、子育て相談 - 未熟児療育医療 - 乳幼児健診 - 幼児健康相談

(2) にかほ市障がい者基幹相談支援センター

障がい者基幹相談支援センターでは、障がいの種別や障害者手帳の有無に関わらず、障がいのある方や家族からの各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行うほか、地域の相談支援事業所との調整・支援、障がいのある方の権利擁護や虐待に関する相談受付・対応、相談支援に携わる人材の育成等の事業を行い、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

連 絡 先	・電話 0184-74-7660 (平日 8:30～17:15) ・携帯 080-1688-6047 (夜間・休日) ・FAX 0184-74-7661 ・Mail kikan@kisakata-kenseikai.jp
費用負担	相談・支援は無料です

※相談内容及び個人情報の守秘義務は、厳守されますので安心してお気軽にご相談ください。

(3) 障害者相談支援事業 (障害者総合支援法 地域生活支援事業)

手帳の有無を問わず、障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、必要な情報等の提供や、権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的とした、相談支援事業所を設置しています。

対 象 者	障がい者（児） (身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい)
支援内容	・日常生活の困りごと ・福祉サービスの利用援助 ・就労に対する相談 ・障がい者の権利擁護に関すること等
相談支援事業所	・金浦療護園 相談支援事業所 TEL38-2215 ・相談支援事業所 さん・とらっぷ TEL74-7660 ・障がい相談支援事業所 みずばしょう (市社協) TEL32-3010 ・相談支援事業所 のどか TEL74-3068 ・障害者自立支援センター「和」(なごみ) TEL24-0753 ※事業所へ来所しての相談のほか、電話相談、訪問相談も可能です。
費用負担	相談・支援は無料です

※相談内容及び個人情報の守秘義務は、厳守されますので安心してお気軽にご相談ください。



(4) 県内の相談機関

◆秋田県子ども・女性・障害者相談センター

福祉相談・連携推進部 【身体障害・知的障害に関すること】	(身体障害者更生相談所)	TEL 018-831-2301
	(知的障害者更生相談所)	TEL 018-831-2303
精神保健福祉部 【こころの健康に関すること】	(精神保健福祉センター)	TEL 018-831-3946
児童女性相談部 【子どもと女性に関すること】	(中央児童相談所)	TEL 018-827-5200
	(女性相談所)	TEL 018-832-2534

〒010-0864 秋田市手形住吉町3-6

TEL 018-831-2940 (代表) Fax 018-827-5231

◆障がい福祉関係機関

名 称	所 在 地	電 話 〈FAX〉
秋田県発達障害者支援センター ふきのとう秋田	〒010-1409 秋田市南ヶ丘1-1-2 (秋田県立医療療育センター内)	018-826-8030 〈018-826-2414〉
総合相談・ 地域療育支援センター		018-826-8031 〈018-826-2407〉
秋田県医療的ケア児 支援センター「コラソン」		018-827-5730 〈018-839-9868〉
秋田県聴覚障害者 支援センター	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 (秋田県社会福祉会館5・6階)	018-874-8113 〈018-862-1820〉

◆就労相談・支援機関

名 称	所 在 地	電 話 〈FAX〉
由利本荘・にかほ圏域 障害者就業・生活支援センター イ ー サ ポ ー ト E - S u p p o r t	〒015-0855 由利本荘市二番堰25-1 (由利本荘地域生活支援センター内)	0184-44-8578 〈0184-44-8579〉
ハローワーク本荘 (本荘公共職業安定所)	〒015-0013 由利本荘市石脇字田尻野18-1	0184-22-3421 〈0184-22-8640〉
秋田県由利地域振興局 福祉環境部 (由利本荘保健所)	〒015-0885 由利本荘市水林408	0184-22-4120 〈0184-22-6291〉

1 1. にかほ市の福祉団体・障害福祉事業所

(1) にかほ市の福祉団体

同じような障がいを持つ仲間・家族が地域の中で集い、自立していくための様々な活動を展開している団体です。ぜひ加入して、情報交換や交流を図りましょう。

-①にかほ市身体障害者協会-

市内に居住している肢体、視覚、聴覚、言語及び身体の内部に障がいのある方々が相携えて、自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への活動・参加を促進するため、お互い助け合い、励まし合い、必要に応じて自ら事業を行うなど、市内の身体障がい者の心の拠点となります。

事務局	〒018-0311 にかほ市金浦字金浦 321-1 にかほ市社会福祉協議会 金浦支所 TEL 38-2375
会員資格	身体障害者手帳の所持者及びその家族
主な活動	通常総会、表彰（団体育成功労、自立更生）、奉仕活動、県身体障害者福祉大会参加、県障害者スポーツ大会参加、会員交流研修会

-②にかほ市手をつなぐ育成会-

障害者手帳（療育手帳）を持っている知的障がいのある人は全国で128万人ですが、障がいへの認知度の高まりにより手帳を持つ人が年々増加しています。育成会は、60余年前に3人の母親によって作られ全国に広がりました。現在では、知的障がいのある人や支援者（専門職、市民等）も参加しています。全国に55団体（都道府県育成会・政令指定都市育成会）があり、会員数は10万人を超えています。

事務局	にかほ市象潟
主な活動	通常総会、育成会県大会参加、県障害者スポーツ大会、なかよし交流会、社会奉仕活動、家族楽しみ会、会員レクリエーション、施設訪問研修

-③陽だまりの会-（にかほ市精神障がい者及び家族の会）

地域で生活している障がいのある方と家族が集まり、お互いに情報交換をして、安心してくつろげる場所、障がいのある方が社会復帰のために軽作業のできる場所を作るため、一緒に活動していただける方を募集しています。

事務局	にかほ市象潟 TEL 43-3778
主な活動	憩いの場の提供、情報交換の場の提供、自立支援の場の提供を目指しています。

-④ほたるの会-（にかほ市精神保健福祉ボランティア）

地域で生活している精神障がい者に対する偏見をなくし、共に安心して暮らせる地域を目指してボランティア活動を行っています。定期的にサロンを実施し、何となく疲れた時や誰かに話を聴いてほしい時に、一息つける場所を提供しています。

事務局	にかほ市象潟 TEL 43-2020
主な活動	精神障がい者サロン（茶話会・季節行事・手芸等）、コーヒーサロン（茶話会）

(2) にかほ市の障害福祉事業所

①障害福祉サービス事業所

名 称	所 在 地	電話番号	提供サービス等
にかほホームヘルプ事業所 (にかほ市社会福祉協議会)	〒018-0411 院内字畑ヶ田 21-1	74-6100	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護
金浦ホームヘルプ事業所 (にかほ市社会福祉協議会)	〒018-0311 金浦字金浦 321-1	38-2375	居宅介護、重度訪問介護
象潟ホームヘルプ事業所 (にかほ市社会福祉協議会)	〒018-0115 象潟町字後田 95	43-2543	居宅介護、重度訪問介護
さん・とらっぷ	〒018-0148 象潟町字下浜山 5-3	32-5155	生活介護、 就労継続支援（B型）
さん・とらっぷ [分場]	〒018-0115 象潟町字後田 77-1	090-7063-9404	
さん・とらっぷ	〒018-0112 象潟町字家ノ後 36-1	43-2415	共同生活援助 (グループホーム)
金浦療護園	〒018-0321 前川字中ノ森 20-2	38-4123	生活介護、短期入所、 施設入所支援
鳥海フォス	〒018-0435 中三地字橋本 293-1 (旧小出小学校)	44-8878	就労継続支援（B型）
ほっこり茸の里	〒018-0403 三森字六日市 120	30-0033	就労継続支援（B型）
ハイタッチ	〒018-0403 三森字大苗代 261-6	44-8344	就労継続支援（B型）
のどか	〒018-0402 平沢字町田 48-11	74-6126	共同生活援助 (グループホーム)
のどか・にかほⅠ・Ⅱ	〒018-0402 平沢字天ヶ町 24-5	74-5078	共同生活援助 (グループホーム)
大平	〒018-0403 三森字午ノ浜 128-1	74-3671	共同生活援助 (グループホーム)

②障害児通所支援事業所

名 称	所 在 地	電話番号	提供サービス等
放課後等デイサービス ぱれっと (スマイル内)	〒018-0402 平沢字八森 31-1	74-9172	放課後等デイサービス
児童発達支援 ぱれっと (スマイル内)	〒018-0402 平沢字八森 31-1	74-9172	児童発達支援

※上記は、にかほ市内の事業所です。他市町村の障害福祉事業所につきましては、福祉事務所
又はにかほ市障がい者基幹相談支援センターまでお気軽にご相談ください。

○相談窓口 市福祉課 障がい支援班（仁賀保庁舎） 32-3034（直通）
にかほ市障がい者基幹相談支援センター（74-7660）

③障がい者基幹相談支援センター

名 称	所在地・電話番号	提供サービス等
にかほ市障がい者 基幹相談支援センター	〒018-0112 象潟町字家ノ後 36-1	総合的・専門的な相談支援 権利擁護・虐待防止の取組
	平日（8：30～17：15）：74-7660 夜間・休日：080-1688-6047（携帯）	

④相談支援事業所

名 称	所 在 地	電話番号	提供サービス等
相談支援事業所 さん・とらっぷ	〒018-0112 象潟町字家ノ後 36-1	74-7660	特定相談支援（計画相談支援） 障害児相談支援
金浦療護園 相談支援事業所	〒018-0321 前川字中ノ森 20-2	38-2215	特定相談支援（計画相談支援）、 地域相談支援（地域移行支援、 地域定着支援）、 障害児相談支援
障がい相談支援事業所 みずばしょう （にかほ市社会福祉協議会）	〒018-0402 平沢字鳥ノ子淵 47-1	32-3010	特定相談支援（計画相談支援）、 障害児相談支援
相談支援事業所 のどか	〒018-0116 象潟町字四丁目塩越 201	74-3068	特定相談支援（計画相談支援）、 地域相談支援（地域移行支援、 地域定着支援）、 障害児相談支援
障害者自立支援センター 「和」（なごみ）	〒015-0011 由利本荘市石脇字田尻 108	24-0753	特定相談支援（計画相談支援）



障害等級（程度） 制度・サービス 該当表

制度・サービス一覧	掲載ページ	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			所得制限	備考
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級		
福祉医療制度（マルフク）	3	○	○	○	※	※	※	○		○			有	※身体障害者手帳 4～6 級は 65 歳以上の方のみ対象（社会保険被保険者は対象外） 精神障害者保険福祉手帳 1 級は自立支援医療（精神通院）も受給している方が対象
自立支援医療（更生医療）	3	○	○	○	○	○	○						有	18 歳以上の身体障害者手帳所持者で手帳に記載されている障がいに関する更生医療対象の医療を受ける場合に対象
自立支援医療（育成医療）	4	○	○	○	○	○	○						有	18 歳未満の児童で育成医療の対象となる医療であれば身体障害者手帳の所持を問わず対象
自立支援医療（精神通院）	4												有	通院による精神医療を継続的に必要とする者
障害福祉サービス	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	障がいの程度によって使えるサービスの内容が異なる
補装具費支給制度	11	△	△	△	△	△	△						有	補装具毎に障がいの程度・種別に応じた要件あり
日常生活用具給付等事業	12	△	△	△	△	△	△	△					有	日常生活用具毎に障がいの程度・種別に応じた要件あり
コミュニケーション支援事業	14												×	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者、全身性障がい者で意思の疎通が困難な者
移動支援事業	14												×	視覚障がい者、全身性障がい者で外出時に支援が必要な者
日中一時支援事業	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
自動車運転免許証取得費助成事業	15	○	○	○	○			○	○				×	
自動車改造費助成事業	15	△	△										有	肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障がい）の者
更生訓練費給付事業	15												有	更生訓練を受けている身体障がい者
地域活動支援センター事業	15							○	○	○	○	○	×	自立支援医療（精神通院）を受けている者も対象
人工内耳用電池等購入費の助成	16												×	人工内耳を装着している 20 歳未満の障がい児
難聴児の補聴器購入費用等の助成	16												有	身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の児童
障害者（児）の交通費助成	17	○	○	○				○	○	○	○		×	人工透析で通院しているじん臓機能障がい者又は週 3 回以上施設等に通所、通勤、通学している者
タクシー利用券の給付	18	△	△	△				○					×	身体障害者手帳に記載されている障がいが上肢不自由、聴覚、音声・言語・そしゃく機能障がいのみの者を除く
電子白杖購入費の助成	18	△	△										有	視覚障がい者
在宅知的障害者の健康診査	19							○	○				×	施設、会社、学校等で健康診断を受ける機会がある者を除く
雪下ろしにかかる費用の助成	19	○	○	○				○	○	○	○		有	生活保護受給世帯の者を除く
JR 運賃等の割引	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	第 1 種身体障がい者、第 1 種精神障がい者、療育手帳 A 所持者は本人及び介護者 1 名まで対象

○・・・ほぼ該当 △・・・障がいの種別による ※・・・備考をご参照ください

障害等級（程度） 制度・サービス 該当表

制度・サービス一覧	掲載ページ	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			所得制限	備考
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A	B	1 級	2 級	3 級		
コミュニティバス運賃の無料化	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	本人及び介護者1名まで対象
タクシー運賃の割引制度	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
有料道路通行料金の割引制度	22	○	○	○	○	○	○	○					×	第1種身体障がい者、療育手帳 A 所持者は本人又は介護者、第2種身体障がい者は本人が運転する場合に限る
障害者等用駐車区画利用制度	23	○	○	△	△	△	△	○		○			×	
携帯電話料金の割引制度	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
NHK放送受信料の減免制度	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	
住宅整備資金貸し付け	24	○	○	○	○			○					×	
ヘルプマーク・ヘルプカード	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
特別児童扶養手当	26	○	○	○	△			○	△				有	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準で認定されるため、障害者手帳の等級とは異なる
特別障害者手当	26	△	△					△					有	
障害児福祉手当	27	○	△					△					有	
国民年金（障害基礎年金）	27												×	国民年金法施行令で定める障がい程度による
厚生年金保険（障害厚生年金）	28												×	厚生年金保険法施行令で定める障がい程度による
心身障害者扶養共済制度	28	○	○	○				○	○	△	△	△	×	
交通遺児等育成資金の貸付	29	△	△	△	△	△	△			△	△	△	×	交通事故が原因で、自動車損害賠償保障法施行令で定める障がい程度による
重度後遺障がい者の介護料支給制度	29	△	△	△	△	△	△			△	△	△	有	
自動車税・自動車取得税の減免制度	30	△	△	△	△	△	△	○		○			×	
所得税・住民税に対する所得控除	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
郵便等による不在者投票	32	△	△	△									×	
点字・代理投票	32	△											×	郵便投票証明書をお持ちの上肢不自由又は視覚障がい者

○・・・ほぼ該当 △・・・障がいの種別による ※・・・備考をご参照ください



～ 該当表について ～

該当表は、各種福祉制度・サービス対象者の大体の目安として作成したものです。利用を希望する制度・サービスによっては手帳を所持していなくても対象となる場合や障害等級（程度）などの他にも要件がある場合があります。利用を希望する制度・サービスの対象になるかどうか分からない場合は、ガイドブック内に記載されている各窓口までお気軽にお問い合わせください。

発行と編集

にかほ市福祉事務所 福祉課

〒018-0492

にかほ市平沢字鳥ノ子淵 21 番地

にかほ市役所仁賀保庁舎内

担当 障がい支援班

TEL 32-3034

FAX 37-2135

e-mail fukushi@city.nikaho.lg.jp